

オーダーメイドの旅

パッケージツアーにはない
「あなただけの旅」
を実現します。

オーダーメイドの専門スタッフが、
お手伝いをさせていただきます。

こんなご要望やお困り事にお応えします

✓ お気に入りの航空会社で、
こだわりのホテルに泊まりたい。

✓ 人生に一度のハネムーンや、思い出の記念日旅行
だから特別な時間を過ごしたい。

✓ 私たちだけの専用車で
移動したい。



✓ 日本語を話す現地ガイドの案内で、
じっくりと観光したい。

✓ パッケージツアーでは、
希望の出発日や行程が見つからない。



お問合わせからご出発までの流れ

1 販売店にてお客様のご要望をお伺いいたします。



2 ご要望をもとに専門スタッフが行程を作り、内容と料金をご提案させていただきます。

3 内容が決まりましたら、販売店にてお申込み、契約にはお申込書とお申込金のご入金が必要となります。

4 ご出発前に日程表や必要書類をお申込みの販売店にてお受け取り下さい。

5 いよいよ出発。
「あなただけの旅」をお楽しみください。

現地での急なフライト変更や、緊急時の対応もサポートさせていただきます。



詳しくは、日本旅行各支店、
提携販売店もしくは下記デスクへ
お問い合わせください。

03-5836-0635

営業時間：月～金 10:00～18:00

(土・日・祝日・年末年始休業)

日本旅行 海外旅行推進部
海外自由旅行予約デスク

各販売店の皆様へ

お問合せの際は、日本旅行 海外旅行推進部 AS遊LIKEチームへ

ご旅行条件(要約)

お申込みの際、別途、詳しい旅行条件を説明した「海外募集型企画旅行条件書」をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。尚、「海外募集型企画旅行条件書」は当社ホームページ<https://www.nta.co.jp>からもご覧いただけます。

●募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、新日本旅行(以下「当社」といいます。)(が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行の申込み

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、右記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取付料」「運賃料」のそれぞれ一部または全部として取扱い

申込金(おひとり)
旅行代金の20%

ます。(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による、旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。

(3)当社所定の旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、お客様の交換の旨に準じ、交換手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には当社所定の取扱いとなります。

●旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

●旅行代金のお支払い期日

旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降22日目に当たる日(以下「基準日」といいます。))までにお支払いいただきます。

●お客様の解除権

お客様は、いつでも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込み日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(免)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日目以降91日目にあたる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合：旅行代金の10%(5万円を上限) ピーク時以外に旅行を開始する場合：無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで	旅行代金が30万円以上50万円未満：10万円 旅行代金が15万円以上30万円未満：5万円 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日及び当日	旅行代金の50%
無条件で参加し旅行開始後	旅行代金の100%

※11〜7月までは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

●当社の解除権 旅行開始前の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)の全額をお支払いいたします。

(1)お客様の人数が各コースに記載した最少旅行人数に達しなかったとき。この場合、当社は

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(前項注1)に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

(2)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが増大し、かつ、一例、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。

●当社の免責事項

お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに起因して生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに起因して生ずる旅行の中止
④日本又は外国官公署の命令、外国の出入規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤自由行動中の事故
⑥食中毒
⑦盗難
⑧運送機関の遅延、不運、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらに起因して生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害については、旅行業約款特別補償規則により、死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかると損害賠償金を支払います。

●ご旅行条件の基準

この旅行条件は2023年12月1日を基準としております。また、旅行代金は2023年12月1日現在有効なものとして示されている航空運賃・適用規則又は2023年12月1日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

株式会社 日本旅行

海外旅行推進部

〒136-0071 東京都江東区亀戸1-5-7 錦糸町プラザタワー11階
観光庁長官登録旅行業 第2号 一般社団法人 日本旅行業協会正会員



お申込み・お問い合わせ

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店(営業所)での取引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ねください。

受託販売

Let's Access!! 旅の情報満載! 日本旅行のホームページ

日本旅行 検索 <https://www.nta.co.jp/>

むむ! 海外へ
Visit World!

海外旅行者の安全を支える
ツアーセーフティネット



2024年1月発行
マ東事 24-004

パンフレット
請求番号

247004